

中学校の給食制度と給食費について

船橋市立中学校では、選択制・食券発行方式・前納制で学校給食を実施しております。小学校と異なり、①生徒本人のマークシート記入による給食の事前申し込み ②納付（口座振替）額のお知らせ配布 ③保護者の皆様の給食費の納付 ④喫食前月に翌1ヶ月分の食券の受け取り ⑤喫食当日は食券と引換えでのランチルームでの給食提供 という流れになります。保護者の皆様のご理解とご協力をお願いします。

1. 給食費の額

令和6年度の中学校給食費の日額は以下のとおりです。

区分	学校給食費の日額	
	牛乳以外の給食代	牛乳代
中学校	330円/1食	公益財団法人千葉県学校給食会の飲用牛乳売渡し価格の実費をいただきます。 参考：令和5年度 55.23円

2. 給食の申込と納期限（口座振替等のスケジュール）

マークシートによる申し込み状況に応じ、原則、毎月末に徴収します。末日（12月のみ25日）が金融機関の休業日にあたる場合は、下記のとおり翌銀行営業日が納期限となります。なお、請求額についてのお知らせは毎月20日前後に配付いたします。また、8月末に1年分の牛乳代を徴収します。

対象	5月の給食	6月の給食	7月の給食	9月の給食	10月の給食	年間牛乳代
納期限 口座振替日	4/1(月)	4/30(火)	5/31(金)	7/1(月)	7/31(水)	9/2(月)

対象	11月の給食	12月の給食	1月の給食	2月の給食	3月の給食	4月の給食
納期限 口座振替日	9/30(月)	10/31(木)	12/2(月)	12/25(水)	1/31(金)	2/28(金)

※納期限までにお支払いが出来なかった場合は、学校からお子様を通じて「納入のお願い」というお手紙をお配りします。給食を希望する場合は、同封されている納付書の指定期限までにお支払いください。指定期限までにお支払いが確認できない場合は、給食の注文がキャンセルとなりますのでご注意ください。

3. 給食を停止・再開する場合や、連続3日以上欠食する場合の届出

食物アレルギー等で年間を通じて給食を食べられない場合や、停止していた給食を再開したいとき、転校するとき、ケガや病気等で長期間欠席するときには、次の届を学校に提出してください。用紙は学校にあるほか、市のホームページからもダウンロードできます。

学校への届出は、給食を止めたい（再開したい）日の4日前（土日休日等を除く）まで
をお願いします。

ケース	理由（例）	届出用紙
給食を停止したい場合	・食物アレルギーでお弁当を持参する ・乳糖不耐症なので牛乳だけ止めたい ・転校するので給食を止めたい	「給食停止(再開)届」 ※停止に○印

給食を再開したい場合	・長期欠席していたが通学できる見込みとなった ・食物アレルギーが治った	「給食停止(再開)届」 ※再開に○印
連続して3日以上給食を欠食する場合	・怪我や病気で欠席する ・親族の冠婚葬祭等で一定期間学校を休む	「欠食届」

【ご注意ください】

- ※ 給食の停止を希望する理由が「食物アレルギー」の場合は、別途「学校生活管理指導表」を学校に提出してください（詳しくは学校にお尋ねください）。
- ※ 急な欠席や1～2日の短い欠席の場合は返金対象となりません（届出不要）。
- ※ 学校が届出を受けた日の翌日から起算して4日目（休日等を除く）以降が、給食費の返金等の対象となります。
- ※ 転出や、年度途中からの給食停止の場合は、過納や未納の分を清算のうえ、以降の学校給食費の徴収を停止します。

4. よくあるお問い合わせ

Q. 納入通知書を見たら〇月〇日が“×（給食なし）”になっています。どうしてですか？

A. 授業参観や体育祭の振替で学校がお休みの日ではありませんか？期末テスト等で短縮日課となっていることもあります。献立表や学校の行事予定をご確認ください。

Q. 食券はいつごろ配付されますか。

A. 喫食月の前月25日前後に1ヵ月分配付します。金券のようなものですので大事に保管してください。

Q. 今月はいくら引き落とされますか？

A. 給食費のお知らせ（納入通知書）を学校でお配りしています。毎月20日前後になりますので、お子様にご確認ください。

Q. 経済的な理由で給食費の支払いが難しいです。どうすればいいですか？

A. 就学援助の申請を行い、準要保護の認定を受けられた方の給食費を免除する制度があります。就学援助制度の申請方法や必要書類等については、お子様が通う学校又は教育委員会学務課 ☎047（436）2852 へお問い合わせください。

Q. 欠食や給食停止の届出をしましたが、お金はいつ返金されますか？

A. 口座振替手続きを済まされている保護者の方につきましては、毎月の給食分は原則翌月末、牛乳代については新年度4月末頃にご指定のお口座に入金させていただきます。

5. 学校給食費の減免について

申請をし、認定された場合に、給食費を免除する制度があります。（申請は毎年度必要です。）各制度については、それぞれの担当課にお問い合わせください。

第3子以降学校給食費無償化：教育委員会保健体育課 ☎047（436）2163

就学援助制度：各学校、教育委員会学務課 ☎047（436）2858

6. お問い合わせ

船橋市教育委員会保健体育課給食費係 TEL 047（436）2418